

## 《東日本震災に伴う特例》

# 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

[事業主が東日本大震災により被災した卒業後3年以内の既卒者等を新卒枠で正規雇用したとき]

### 受給要件

- 卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人等を、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大学等の既卒者等を正規雇用として雇入れること
- 被災した卒業後3年以内の既卒者（震災特例対象者）に限定した求人（震災特例専用求人）を提出し、そうした方々を採用する事業主であること

※正規雇用として雇入れるとは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満のものを除く）として雇用する場合」を指します。

※震災特例対象者とは、9県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）のうち、災害救助法適用地域に居住する者のこと（平成23年3月11日以降に被災地外から被災地に転居した者を除く）を指します。

※平成23年4月6日以前にハローワークまたは新卒応援ハローワークから震災特例対象者の要件を満たす方の紹介を受けている場合、各奨励金の特例措置の対象とはなりません。

### 給付内容の概要

対象者	奨励金支給額
① 大学等を卒業後3年以内の既卒者で、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がないもの（平成23年度においては、平成21年3月以降に大学等を卒業したもの）  ・ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録しているもの ・40歳未満	正規雇用での雇入れから6ヶ月経過後に120万円を支給  ※奨励金の支給は同一事業所に最大10回（震災特例対象者10人）

※大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。

### 手続きは…？

どこへ	最寄りのハローワーク、新卒応援ハローワーク
何を（書類）	3年以内既卒者採用拡大奨励金支給申請書 その他指定書類
いつまでに	正規雇用開始から6ヶ月経過後の翌日から起算して1ヶ月以内

※平成24年3月31日までの暫定措置です。

### 取扱い・問い合わせ先

最寄りのハローワーク、新卒応援ハローワーク